

名護市 保育士等緊急確保事業助成金

名護市で保育士等の

就職・復職を応援します！



※新卒者も対象！

※勤務1年目+継続2年目で

最大30万円の助成金



勤務1年目
150,000円

+

さらに継続2年目で



フルタイム欠勤なし	150,000円
フルタイム欠勤あり	75,000円
パートタイム	75,000円

対象職種

下記職種を「保育士等」と呼ぶよ！

- ①保育士・保育教諭
- ②看護師・准看護師
- ③保健師
- ④養護教諭
- ⑤認定こども園に勤務する幼稚園教諭



対象施設

下記施設を「保育施設等」と呼ぶよ！

- 名護市内に所在する
- ①認可保育所
 - ②認定こども園
 - ③地域型保育事業所
 - ④病児保育事業所



※ 認可外保育施設や子育て支援施設等（学童舎）は対象外です。

問い合わせ先

名護市こども家庭部保育・幼稚園課
☎0980-53-1212（内116）

更新日：2026/6/2

対象となる方(要件)

以下の**すべて**に該当する方

- ・ 令和5年4月1日以降に勤務開始
- ・ 勤務時間が月80時間以上
- ・ 65歳未満（勤務開始年度の4月1日時点）
- ・ 保育施設等を設置する法人との直接雇用契約に基づく就労
- ・ 継続して現在雇用されている法人等で勤務する意思がある

助成金の交付申請に必要な書類

※ 各書類は、名護市HPから取得できます。

- ① 名護市保育士等緊急確保事業助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 雇用証明書（様式第2号）
- ③ 誓約書兼同意書（様式第3号）
- ④ 資格証の写し
- ⑤ 勤務状況が確認できる書類（要件を満たす6か月分の出勤簿等）
- ⑥ 名護市保育士等緊急確保事業助成金勤務休止報告書（様式第4号）
（産休や育休等を取得した場合に必要になります）
- ⑦ その他市長が必要と認める書類



助成金受領までの流れ

勤務1年目分（1回目）

- ① 勤務開始1年以内に要件を**6か月**以上満たす
- ② 名護市に申請書を提出
- ③ 名護市から助成金交付決定書の送付
- ④ 名護市に助成金請求書を提出
- ⑤ 名護市から指定口座へ助成金の振込

継続2年目分（2回目）

- ① 勤務開始1年経過後から2年以内に要件を**6か月**以上満たす
- ② 名護市に申請書を提出
- ③ 名護市から助成金交付決定書の送付
- ④ 名護市に助成金請求書を提出
- ⑤ 名護市から指定口座へ助成金の振込

注意・ご案内

- ・ 当該助成金は、確定申告や住民税の申告が必要となる場合があります。
- ・ 申請ができる時期は、勤務開始日ごとに異なります。
対象の申請期間を経過すると、**原則申請できません。**
- 勤務1年目分（1回目）：交付対象者の要件を満たす**6か月経過後～1年以内**
- 継続2年目分（2回目）：交付対象者の要件を満たす**1年6か月経過後～2年以内**
- ・ 過去に当該助成金を受給した方は、要件を満たした場合でも申請ができません。
- ・ 1回目受給後に退職又は転職している方は、2回目の申請ができません。
- ・ 沖縄県社会福祉協議会が実施する保育士向け貸付事業と併用できます。



名護市 緊急確保

で検索！

問い合わせ先

名護市こども家庭部保育・幼稚園課
☎0980-53-1212（内116）